

## 秘密保全法情報公開訴訟のあらまし

2012年11月21日  
情報公開訴訟代理人団

### 1 はじめに

この訴訟は、市民団体が秘密保全法の立法過程の情報の開示請求を国（立法担当は内閣情報調査室）に対しておこなったところ、国は秘密保全法の法案はもとより、省庁内部での協議をおこなった際の資料のほとんどを不開示としてきました。このことは、市民に対する説明責任を政府に命じている情報公開法に違反する、として不開示処分の取り消しを求めて提訴した行政訴訟です。

この訴訟によって秘密保全法の問題性をより多くの市民に理解してもらい、立法過程の資料の開示によって秘密保全法についての議論が深まることを期待しています。

### 2 原告の主張

この訴訟で原告が争点としているのは次の2点です。

- (1) 開示によって「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の法案化作業に支障が及ぶなど、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」があるとして「秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分のすべて」を不開示としている点（法5条5号、6号）

【原告の主張】情報の開示によって市民の間に議論が巻き起こることを不当な混乱、としている点は問題。秘密保全法が憲法に反する運用がなされるおそれのあることは、昨年政府が公表した有識者会議の報告書も認めているが、憲法に違反するおそれの大きい法案だからこそ、市民の間で十分に議論されることが必要。これを、不当な混乱と評価したり、立法過程が世論に影響されることを、立法過程の中立性が損なわれる、と判断すること自体、情報公開法はもとより、国民主権原理とは相容れない。

- (2) 開示によって「他国との信頼関係を損なうおそれや、それによって今後の調査研究に支障が及ぶなど、行政機関が行う事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがある」として「公にすることを伝達することなく諸外国の行政機関等から入手した情報」を不開示としている点（法5条3号、6号）

【原告の主張】民主主義国家における情報公開制度の存在を前提とすれば、公にすることを伝達しないからといって、他国との信頼関係を害するはずはない。

### 3 その他の不開示情報について

不開示情報は他にも立法に関与した公務員の氏名や政府の組織に関するものなど、上記（1）（2）以外にも存在しますが、争点を減らして迅速な判決を得るため、今回取消の対象としたのは（1）（2）です。

### 4 代理人団について

情報公開請求をしたのは市民団体（市民オンブズマンが中心となって組織した「NPO 法人情報公開市民センター」理事長 新海聡）ですが、この訴訟には愛知県弁護士会の秘密保全法制対策本部に所属する弁護士有志10名と日本弁護士連合会の情報問題対策委員会に所属する弁護士有志9名の合計19名が代理人に就任しています。

### 5 基礎データ：情報の開示請求先・開示請求日・一部開示決定日など

（1）開示請求先 内閣情報官（内閣情報調査室）

（2）開示請求

請求日：2012年3月26日

開示対象文書：「秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議」に関する文書

（3）一部不開示決定日

①2012年5月28日（平成23年8月～同年10月の関係省庁との協議資料）

②2012年9月27日（平成23年11月～平成24年3月の関係省庁との協議資料）

### 6 本訴訟のお問い合わせ先

弁護士 新海聡（弁護士法人 OFFICE シンカイ）

TEL0564-83-6151 FAX0564-53-5388

または

情報公開市民センター TEL052-253-7860

全国市民オンブズマン連絡会議 TEL052-953-8052